コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Mammy Mart Corporation
最終更新日：2016年12月26日
株式会社マミーマート
代表取締役社長　岩崎　裕文
問合せ先：総合企画室長　奈良　学
証券コード：9823

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化を、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対して、
経営の健全性や透明性、迅速性を高めることを通じて企業価値の最大化を図る上で重要な経営課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に則り、実施しております

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ライブ・コア	2,921,649	27.06
住友商事株式会社	2,164,000	20.04
マミーマート共栄会	836,700	7.74
岩崎　裕文	647,498	5.99
株式会社埼玉りそな銀行	345,500	3.20
株式会社武蔵野銀行	303,010	2.80
株式会社シジシージャパン	271,000	2.51
国分グループ本社株式会社	212,310	1.96
マミーマート従業員持株会	176,128	1.63
東京海上日動火災保険株式会社	175,780	1.62

支配株主（親会社を除く）の有無	住友商事株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は親会社等の企業グループとの制約等はなく、独立した通常の企業間取引となっております。
当社の企業グループとの取引条件は、その他の企業の取引条件と同様なものとなっており、少数株主の
利益を損ねることのないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川　士郎	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川　士郎		当社の大株主であります住友商事株式会社のライフスタイル・リテイル事業本部リテイル事業部長であります。	過去の経験や実績に基づく専門的な見地からの意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する為の助言・提言を貰うため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の統括経営監査部による内部監査は、当社グループの業務上の諸活動が経営方針、各種法令及び規則規定に基づき適正に運営されているかを監査し、経営の改善に資することを目的としております。内部監査は平成28年12月16日現在2名体制で業務を遂行しており、業務監査及び、社長からの特命事項の監査等を行っております。
監査結果は、社長に報告するとともに適切な助言・勧告を行っております。
監査役につきましては、取締役会をはじめその他重要な会議に出席するほか、取締役の職務執行の適法性、財産の状況等にとどまらず、取締役の業務全般について監査を行っております。平成28年12月16日現在常勤監査役1名及び非常勤監査役3名の計4名（うち3名は社外監査役）となっております。
なお、監査役は会計監査人と監査計画、監査実施状況等について定期的な情報交換を行うとともに、必要に応じて情報交換を実施しております。
統括経営監査部につきましては必要に応じて監査役、会計監査人と情報交換し、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数　1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野瀬　有	弁護士													
佐世　芳	弁護士													
岩崎　厚宏	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野瀬　有	○	過去の訴訟等の法務関連での弁護士報酬を支払ったことはありますが、軽微であり、また、直近5年間においては役員報酬以外の報酬はございません	弁護士としての専門的立場での職務遂行の適法性及び妥当性を客観的、中立的に監視できると考え、社外監査役に選任しております
佐世　芳		―――	弁護士としての専門的立場での職務遂行の適法性及び妥当性を客観的、中立的に監視できると考え、社外監査役に選任しております
岩崎　厚宏		―――	税理士としての専門的立場での職務遂行の適法性及び妥当性を客観的、中立的に監視できると考え、社外監査役に選任しております

【独立役員関係】

独立役員の人数　1名

その他独立役員に関する事項

当社は、監査役小野瀬有氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

役員の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して取締役会で決定しております

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新　一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

当社における2016年9月期の取締役の報酬額は以下のとおりであります。
報酬総額312百万円（うち社外取締役0百万円）
なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して取締役会で決定しております

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の内容等につき、
あらかじめ取締役会事務局より報告することとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（a）当社およびグループ会社は「企業理念」を定め、会議・朝礼等において日常的に全社員が反復・唱和してその実践に努めております。

（b）全役職員に配布している「社員心得」により、社内ルール遵守の徹底を図っております。

（c）「行動規範」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を全役職員に伝えるとともに、特に外部折衝を主な仕事としている仕入部門・開発部門・営業管理の担当者及び本部の役員・幹部職員からは、毎年度はじめに行動規範に基づく誓約書を徴収し、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提としております。

（d）代表取締役社長直轄下の統括経営監査部に加え、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）を設け、その委員長としてコンプライアンス担当取締役（以下「委員長」という）を任命して、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。委員会は、各業務担当取締役及び管理部門ならびに企画部門の部門長（以下「コンプライアンスリスクマネジメント責任者」または「責任者」という）をもって構成しております。委員会はコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告しております。責任者は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化しております。

（e）コンプライアンスリスクマネジメント責任者及び監査役が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに統括経営監査部ならびに委員長に報告する体制を構築しております。また、従業員が直接コンプライアンス委員会に報告することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設け、報告・通知を受けた委員会は、その内容を調査し、再発防止策を当該部門の責任者と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施しております。

（f）職員の法令・定款違反行為については委員会から人事部に処分を求め、役員の法令・定款違反については委員会が取締役会に具体的な処分を答申しております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

（a）代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者（文書管理責任者）を取締役の中から任命し、文書規程に従い、職務執行に係る情報または電磁的媒体に記録し、保存しております。

（b）取締役及び監査役は文書規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

（c）文書規程の改定については、監査役会の同意を得るものとしております。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（a）代表取締役社長は、コンプライアンス担当取締役の任命を行い、リスク管理規程の策定にあたらせております。当規程において、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化しております。

（b）統括経営監査部は、各部署ごとのリスク管理状況を監査しております。

（c）統括経営監査部は、内部調査の結果を報告し、監査役会の同意を得るものとしております。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（a）当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

（b）取締役会の機能を強化し、経営効率を向上させるため、取締役・執行役員・主要部室長を構成員とする経営会議を設置し、原則として毎月２回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

（c）取締役及び社員の共有する事業目標として、取締役会は中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定を行い、継続的に業績管理を実施しております。

ホ．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（a）当社及び当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署として、総合企画室を定め、当社及び当社グループ全体の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築しております。

（b）当社取締役、事業部長、部室長及び当社グループの社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限、責任を有しております。

（c）当社グループの各代表取締役は、内部統制管理の進捗状況を定期的に当社経営会議において報告しております。

ヘ．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、統括経営監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役・統括経営監査部長等の指揮命令を受けないものとしております。

ト．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（a）取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しております。

（b）報告の方法（報告者、報告受理、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

（a）当社は監査役会設置会社であります。当該体制の下、経営に対する監督機能の向上、コーポレート・ガバナンス強化のため、社外取締役及び社外監査役の登用を重視しております。

（b）経営上の重要事項の意思決定機関である取締役会は、平成28年12月16日現在７名の取締役で構成され、毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。経営の基本方針、法令で定められた事項その他の経営に関する重要事項の決定、社内各部門の進捗状況をレビューすることにより、業務執行の監督を遂行しております。

（c）監査役会は、取締役の業務執行を監査する重要な機関です。定時監査役会を原則として毎月１回、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は、４名のうち３名が社外監査役で構成されており、原則すべての取締役会及びその他社内会議に随時出席し、経営全般に対する監督機能を担っております。

（d）監査役会とは別に、統括経営監査部（２名）により、会社業務が規程どおりに組織的に行われていることを確認し、会社の財産及び業務を適正に把握し、経営の合理化及び能率の増進に寄与しております。また、必要に応じて監査役及び会計監査人と連絡調整を行っております。

（e）経営の重要な業務執行を意思統一する機関として、経営会議を設置しております。代表取締役社長が議長となり、原則として月２回開催し、営業成績の報告、課題の審議・決定、月次報告とその承認などを行っております。重要経営課題については取締役会に提案し、決定する役割を担っております。

（f）重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項については、外部弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。法律事務所と顧問契約を結び、法的に係わる問題全般のアドバイスを受けております。また、契約書など法定書類はその都度確認し、コンプライアンス確保に務めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期を9月とすることで、集中日を回避しております

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けに年に一度決算説明会を実施しております	あり
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画室を担当部署としております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では店舗での ・トレー、ペットボトル、牛乳パックの回収 ・レジ袋　再利用促進 ・一部店舗でのリサイクルシステムを導入による古紙、ペットボトル回収 をおこなう他、食品リサイクル率も法令目標である55%に対して2016年9月末現在で90.9%と、法令目標を大きく上回るリサイクル率で運用する等、環境に対する企業活動に対して積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の取組等を四半期ごとに株主通信として情報提供しております

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（a）当社および当社グループは「企業理念」を定め、会議・朝礼等において日常的に全社員が反復・唱和してその実践に努めております。

（b）全役職員に配布している「社員心得」により、社内ルール遵守の徹底を図っております。

（c）「行動規範」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を全役職員に伝えるとともに、特に外部折衝を主な仕事としている仕入部門・開発部門・営業管理の担当者及び本部の役員・幹部職員からは、毎年度はじめに行動規範に基づく誓約書を徴収し、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提としております。

（d）代表取締役社長直轄下の統括経営監査部に加え、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）を設け、その委員長としてコンプライアンス担当取締役（以下「委員長」という）を任命して、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。委員会は、各業務担当取締役及び管理部門ならびに企画部門の部門長（以下「コンプライアンスリスクマネジメント責任者」または「責任者」という）をもって構成しております。委員会はコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告しております。責任者は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化しております。

（e）コンプライアンスリスクマネジメント責任者及び監査役が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに統括経営監査部ならびに委員長に報告する体制を構築しております。また、従業員が直接コンプライアンス委員会に報告することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設け、報告・通知を受けた委員会は、その内容を調査し、再発防止策を当該部門の責任者と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施しております。

（f）職員の法令・定款違反行為については委員会から人事部に処分を求め、役員の法令・定款違反については委員会が取締役会に具体的な処分を答申しております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

（a）代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者（文書管理責任者）を取締役の中から任命し、文書規程に従い、職務執行に係る情報または電磁的媒体に記録し、保存しております。

（b）取締役及び監査役は文書規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

（c）文書規程の改定については、監査役会の同意を得るものとしております。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（a）代表取締役社長は、コンプライアンス担当取締役の任命を行い、リスク管理規程の策定にあたらせております。当規程において、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化しております。

（b）統括経営監査部は、各部署ごとのリスク管理状況を監査しております。

（c）統括経営監査部は、内部調査の結果を報告し、監査役会の同意を得るものとしております。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（a）当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

（b）取締役会の機能を強化し、経営効率を向上させるため、取締役・執行役員・主要部室長を構成員とする経営会議を設置し、原則として毎月２回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

（c）取締役及び社員の共有する事業目標として、取締役会は中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定を行い、継続的に業績管理を実施しております。

ホ．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（a）当社及び当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署として、総合企画室を定め、当社及び当社グループ全体の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築しております。

（b）当社取締役、事業部長、部室長及び当社グループの社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限、責任を有しております。

（c）当社グループの各代表取締役は、内部統制管理の進捗状況を定期的に当社経営会議において報告しております。

ヘ．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、統括経営監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役・統括経営監査部長等の指揮命令を受けないものとしております。

ト．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（a）取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しております。

（b）報告の方法（報告者、報告受理、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

チ．その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

（a）監査役は、当社の意思決定機関である経営会議ならびに取締役会に出席し、必要に応じて質問をするなどその運営・執行状況を直接的に確認しております。

（b）監査役会は、各事業執行取締役及び重要な各個人からの個別ヒアリングの機会を設けております。

（c）監査役会と代表取締役、監査法人それぞれの間で定期的に意見交換会を設定しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社グループは反社会的勢力との一切の関係を遮断しております。

反社会的勢力に対する担当部署を総合企画室にし、従業員への啓蒙活動、各部署との連携をとるほか、警察・弁護士等外部機関と連携して対応する体制を整備しております。また、埼玉企業暴力防止対策協議会に参加し、研修・指導を受けるとともに、各参加企業との情報交換に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図

平成28年9月30日現在

